

埼玉高速鉄道線利用促進協議会設置要綱

（目的）

第1条 この会議は、埼玉県、川口市、さいたま市、埼玉高速鉄道株式会社及び公益財団法人埼玉県公園緑地協会が、緊密な連携のもとに埼玉高速鉄道線が多くの人に利用される方策を協議することを目的として設置する。

（名称）

第2条 この会議の名称は、埼玉高速鉄道線利用促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- （1）埼玉高速鉄道線の利用促進の企画及び実施に関すること。
- （2）埼玉高速鉄道線の利用促進に関し、関係機関等との連絡調整に関すること。
- （3）その他目的達成に必要な事項

（構成員）

第4条 協議会の構成員は別表のとおりとする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、埼玉県副知事（企画財政部担当）をもって充てる。
- 3 会長は、会議のとりまとめを行う。

（幹事会の設置）

第6条 協議会の協議事項に関し、関係機関等との調整及び利用促進方策の円滑な実施を図るため、幹事会を設置することができる。

（会議）

第7条 協議会の会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、協議事項の内容により、会員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会員は、自らが協議会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務処理を行うため、埼玉県企画財政部交通政策課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、埼玉県企画財政部交通政策課長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

埼玉県

（会長）

副知事

企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、下水道局長、教育局教育総務部長

川口市

副市長

さいたま市

副市長

埼玉高速鉄道（株）

社長

（公財）埼玉県公園緑地協会 理事長